平成２３年（フ）第３２４号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷209番地
債務者　福井　時蔵
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷387番地２　ＭＤ村元Ⅳ―101
債務者　太田満美子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
長崎県長崎市天神町４番１号、旧住所長崎県長崎市晴海台町36番地13
債務者　谷山　孝司
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
長崎県長崎市宝栄町16番８号　コーポ永石102号、旧住所長崎県長崎市竹の久保町19番19号
債務者　髙岡　和代
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
長崎県大村市小路口本町426番地２
債務者　一木　幸弘
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
長崎県諫早市飯盛町後田3031番地３、前住所長崎県諫早市飯盛町上原287番地１
債務者　望月　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
長崎県大村市諏訪１丁目715番地　カゲヤマ借家Ａ棟、前住所長崎県佐世保市吉井町春明240番地
債務者　山西　正治（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
長崎県大村市松並２丁目850番地５、前住所長崎県大村市松山町877番地３　松山宿舎２棟203号
債務者　西村　道男
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
長崎県諫早市目代町443番地７、前住所長崎県諫早市鷺崎町535番地１
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
長崎県諫早市目代町443番地７、前住所長崎県諫早市鷺崎町535番地１
債務者　松本　久美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５７１号
札幌市北区新川２条10丁目１番36号　正木マンション108号
債務者　永井　真代
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７８号
札幌市白石区栄通10丁目４番11―205号
債務者　小山　弥希
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００５号
札幌市北区屯田９条10丁目９番10号
債務者　本多由美子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０１号
札幌市白石区南郷通18丁目南６番10―103号
債務者　武井　信一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０２号
北海道千歳市梅ヶ丘２丁目７番19号
債務者　熊谷麻由美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５４号
札幌市中央区宮の森２条４丁目２番28号　メゾンおの１号
債務者　矢内由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７５号
札幌市北区新川西５条４丁目10番10号
債務者　青塚　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部